

付議第 2 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見 聴取に関する議案

平成 21 年 11 月高知県議会定例会提出予定の条例議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成21年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、自宅に係る住居手当の廃止、平成22年度以降の期末手当及び勤勉手当の額の改定等をし、併せて月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を引き上げるとともに、その引上げ分の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定することができる制度を新設しようとするものである。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成21年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、自宅に係る住居手当の廃止、平成22年度以降の期末手当及び勤勉手当の額の改定等をし、併せて月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を引き上げるとともに、その引上げ分の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定することができる制度を新設しようとするものである。

2 主要な内容

- (1) 自宅（単身赴任手当を支給される職員の所有に係る住宅で、その配偶者等が居住しているものを含む。）に係る住居手当を廃止すること。（職員の給与に関する条例第11条の4、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の3、公立学校職員の給与に関する条例第14条の3及び警察職員の給与に関する条例第11条の3関係）
- (2) 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）に引き上げること。（職員の給与に関する条例第15条、公立学校職員の給与に関する条例第18条及び警察職員の給与に関する条例第15条関係）
- (3) 平成22年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き下げること。（職員の給与に関する条例第21条及び第22条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条、公立学校職員の給与に関する条例第22条及び第23条並びに警察職員の給与に関する条例第21条及び第22条関係）

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数		
			期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
再任用職員以外の職員	一般職員	6月期	1.40月	0.725月	2.125月	1.25月	0.675月	1.925月
		12月期	1.60月	0.725月	2.325月	1.50月	0.675月	2.175月
	特定幹部職員	6月期	1.20月	0.925月	2.125月	1.05月	0.875月	1.925月

		12月期	1. 40月	0. 925月	2. 325月	1. 30月	0. 875月	2. 175月
再任用職員	一般職員	6月期	0. 75月	0. 35月	1. 10月	0. 65月	0. 35月	1. 00月
		12月期	0. 85月	0. 40月	1. 25月	0. 80月	0. 35月	1. 15月
	特定幹部職員	6月期	0. 65月	0. 45月	1. 10月	0. 55月	0. 45月	1. 00月
		12月期	0. 75月	0. 50月	1. 25月	0. 70月	0. 45月	1. 15月
特定任期付職員	6月期	1. 60月	—	1. 60月	1. 45月	—	1. 45月	
	12月期	1. 75月	—	1. 75月	1. 65月	—	1. 65月	
任期付研究員	6月期	1. 60月	—	1. 60月	1. 45月	—	1. 45月	
	12月期	1. 75月	—	1. 75月	1. 65月	—	1. 65月	

(4) 義務教育等教員特別手当の月額限度額を11,700円（現行 15,900円）に引き下げる。こと。（公立学校職員の給与に関する条例第23条の2関係）

(5) 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができる制度を新設すること。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条の3、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条の2及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条の3関係）

3 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、2の(4)は、同年1月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年11月27日提出

高知県知事 尾崎 正直

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第11条の4第1項第1号中「。第3号」を「。次号」に、「(第3号)を「(同号)に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「(次号において「単身赴任手当受給職員」という。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第14条中「勤務しないときは」を「勤務しないときは、勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」に改める。

第15条第3項中「以下この項」を「以下この条」に改め、同条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)(割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係るもの)にあっては、人事委員会規則で定める割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として

支給する。

- 5 勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合（割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係るもの場合は、前項に規定する人事委員会規則で定める割合から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第21条第2項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の120」を「100分の105」に、「100分の125」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の140」とあり、及び「100分の150」とあるのは「100分の75」と、「100分の120」とあり、及び「100分の125」とあるのは「100分の65」を「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の70」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の90」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を削る。

（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号の3ア中「ウ」を「イ」に改め、同号イを削り、同号ウ中「（エにおいて「単身赴任手当受給職員」という。）」を削り、同号ウを同号イとし、同号エを削る。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第9条の3 任命権者は、職員の給与に関する条例第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第11条第1項中「第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「勤務日等（）」を「勤務日等（第9条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び）」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の140、」を「100分の125」に、「100分の160、」を「100分の145」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の140、」を「100分の125」に、「100分の160、」を「100分の145」に改める。

第7条第3項中「第6条」を「第6条、第9条の3」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「（次号において「単身赴任手当受給職員」という。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を削る。

第17条第1項中「勤務しないときは」を「勤務しないときは、管理者が時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として指定した場合」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第1項第1号中「。第3号」を「。次号」に、「(第3号)」を「(同号)」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「(次号において「単身赴任手当受給職員」という。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第17条中「勤務しないときは」を「勤務しないときは、勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」に改める。

第18条第3項中「以下この項」を「以下この条」に改め、同条に次の3項を加える。

- 4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）（割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係るものについては、人事委員会規則で定める割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合（割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係るもの場合は、前項に規定する人事委員会規則で定める割合から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」と

する。

第22条第2項中「100分の140」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の140」とあり、及び「100分の150」とあるのは、「100分の75」を「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40」を削る。

第23条の2第2項中「15,900円」を「11,700円」に改める。

(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第8条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第9条の2 任命権者は、公立学校職員の給与に関する条例第18条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等(第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。)(第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第11条第1項中「第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)」を「勤務日等」に、「勤務日等」を「勤務日等(第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び)」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項第1号中「。第3号」を「。次号」に、「(第3号)」を「(同号)」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「(次号において「単身赴任手当受給職員」という。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第

3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第14条中「勤務しないときは」を「勤務しないときは、勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間」に改める。

第15条第3項中「以下この項」を「以下この条」に改め、同条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）（割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係るものにあつては、人事委員会規則で定める割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合（割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係るもの場合は、前項に規定する人事委員会規則で定める割合から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第21条第2項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の120」を「100分の105」に、「100分の125」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の140」とあり、及び「100分の150」とあるのは「100分の75」と、「100分の120」とあり、及び「100分の125」とあるのは「100分の65」を「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」と、「100分の105」とあるのは「100分の

55」と、「100分の130」とあるのは「100分の70」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の90」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には」及び「、12月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を削る。

（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第10条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第9条の3 本部長は、警察職員の給与に関する条例第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第11条第1項中「第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「勤務日等」を「勤務日等（第9条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条中公立学校職員の給与に関する条例第23条の2第2項の改正規定は、同年1月1日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の表中

一般職員給与条例 第15条第1項及び 警察職員給与条例 第15条第1項	支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17
--	------	---

		<p>条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。第21条第6項において「育児短時間勤務職員等」という。)が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする</p>
--	--	--

を

<p>一般職員給与条例 第15条第1項及び 警察職員給与条例 第15条第1項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。第21条第6項において「育児短時間勤務職員等」という。)が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする</p>
<p>一般職員給与条例 第15条第4項、学</p>	<p>第2項</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)第17条</p>

校職員給与条例第18条第4項及び警察職員給与条例第15条第4項		
一般職員給与条例第15条第5項及び警察職員給与条例第15条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

に、

学校職員給与条例第18条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超過したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
-----------------	------	--

を

学校職員給与条例	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職
----------	------	-------------------

第18条第1項		員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
学校職員給与条例第18条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

に改める。

第20条の表中

一般職員給与条例第15条第2項、学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書及び警察職員給与条例第15条第2項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
--	------------	--

を

<p>一般職員給与条例第15条第2項、学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書及び警察職員給与条例第15条第2項</p>	<p>再任用短時間勤務職員</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）</p>
<p>一般職員給与条例第15条第4項、学校職員給与条例第18条第4項及び警察職員給与条例第15条第4項</p>	<p>第2項</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第20条</p>
<p>一般職員給与条例第15条第5項及び警察職員給与条例第15条第5項</p>	<p>要しない</p>	<p>要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第20条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする</p>

に、

<p>学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書及び第15</p>	<p>勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたそ</p>	<p>算出率</p>
-----------------------------------	---------------------------------	------------

条の4第2項ただし書	の者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数	
------------	-------------------------------	--

を

学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書及び第15条の4第2項ただし書	勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数	算出率
学校職員給与条例第18条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第20条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

に改める。

新 旧 対
新 (平成22年4月1日時点)
職員の給与に関する条例 (抜粋)

(住居手当)

第11条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下この条において同じ。)を支払っている職員(高知県公務員宿舎規則(昭和32年高知県規則第20号)で定める有料宿舎(同号において「有料宿舎」という。)を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)

(2) 第23条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(有料宿舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で

照 表
旧 (平成22年1月1日時点)
職員の給与に関する条例 (抜粋)

(住居手当)

第11条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下この条において同じ。)を支払っている職員(高知県公務員宿舎規則(昭和32年高知県規則第20号)で定める有料宿舎(第3号において「有料宿舎」という。)を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)

(2) 当該職員の所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。第4号において同じ。)のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、購入され、又は人事委員会規則で定める事由により取得された住宅であって、当該新築、購入又は取得の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの。

(3) 第23条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員(次号において「単身赴任手当受給職員」という。))で、配偶者が居住するための住宅(有料宿舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上

定めるもの

17 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

(4) 単身赴任手当受給職員で、当該職員の所有に係る住宅のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、購入され、又は人事委員会規則で定める事由により取得された住宅であって、当該新築、購入又は取得の日から起算して5年を経過していないものに配偶者が居住しているもの（その職員が当該住宅に居住しているものとした場合に世帯主となる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に限る。）又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 略

（給与の減額）

第14条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第

(2) 前項第2号に掲げる職員 3,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(4) 前項第4号に掲げる職員 1,700円

3 略

（給与の減額）

第14条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第

18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定め

18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定め

る割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）（割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係るものにあつては、人事委員会規則で定める割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合（割振り変更

る割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

前の正規の勤務時間外にした勤務に係るもの場合は、前項に規定する人事委員会規則で定める割合から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合)を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(期末手当)

第21条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の130を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(期末手当)

第21条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 略

第21条の2・第21条の3 略

(勤勉手当)

第22条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（特定幹部職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあり、及び「100分の150」とあるのは「100分の75」と、「100分の120」とあり、及び「100分の125」とあるのは「100分の65」とする。

4～6 略

第21条の2・第21条の3 略

(勤勉手当)

第22条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の90）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じ

3 ~ 5 略

て得た額の総額

3 ~ 5 略

新 旧 対
新

技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（抜粋）

（給与の種類）

第3条 職員（臨時及び非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次項において同じ。）を除く。）の給与の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2)の2 略

(2)の3 住居手当（次のいずれかに該当する者に支給される手当）

ア 自ら居住するため住宅（貸間を含む。イにおいて同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。イにおいて同じ。）を支払っている職員（任命権者が定める者に該当する職員を除く。）

イ 第13号に規定する単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（任命権者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

照 表
旧

技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（抜粋）

（給与の種類）

第3条 職員（臨時及び非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次項において同じ。）を除く。）の給与の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2)の2 略

(2)の3 住居手当（次のいずれかに該当する者に支給される手当）

ア 自ら居住するため住宅（貸間を含む。ウにおいて同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。ウにおいて同じ。）を支払っている職員（任命権者が定める者に該当する職員を除く。）

イ 当該職員の所有に係る住宅（任命権者が定めるこれに準ずる住宅を含む。エにおいて同じ。）のうち当該職員その他任命権者が定める者によって新築され、購入され、又は任命権者が定める事由により取得された住宅であって、当該新築、購入又は取得の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

ウ 第13号に規定する単身赴任手当を支給される職員（エにおいて「単身赴任手当受給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（任命権者が定める住宅を除く。）を借り受

又はそのものとの権衡上必要があると認められるものとして
任命権者が定めるもの

25

(3)～(13) 略

2 略

け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はその
ものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者
が定めるもの

エ 単身赴任手当受給職員で、当該職員の所有に係る住宅のう
ち当該職員その他任命権者が定める者によって新築され、購
入され、又は任命権者が定める事由により取得された住宅で
あって、当該新築、購入又は取得の日から起算して5年を経
過していないものに配偶者が居住しているもの（その職員が
当該住宅に居住しているものとした場合に世帯主となる職員
（任命権者が定める職員を除く。）に限る。）又はそのもの
との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定
めるもの

(3)～(13) 略

2 略

新 旧 対 照 表
職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（時間外勤務代休時間）

第9条の3 任命権者は、職員給与に関する条例第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日の代休日）

第11条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第9条の3第1項の規定により時間外勤務代休時

職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（休日の代休日）

第11条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項に

間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することがで
きる。

2 略

において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休
日を除く。）を指定することができる。

2 略

新 旧 対 照 表
新 旧

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の4、第22条及び第23条の3の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。第3項において「学校職員給与条例」という。）第5条、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条から第14条まで、第14条の3、第15条の3、第15条の4、第23条及び第23条の2の規定並びに警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。第4項において「警察職員給与条例」という。）第4条（第6項を除く。）から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の3及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第4条の2、第11条の3、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、一般職員給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療業務に従事す

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の4、第22条及び第23条の3の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。第3項において「学校職員給与条例」という。）第5条、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条から第14条まで、第14条の3、第15条の3、第15条の4、第23条及び第23条の2の規定並びに警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。第4項において「警察職員給与条例」という。）第4条（第6項を除く。）から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の3及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第4条の2、第11条の3、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、一般職員給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療業務に従事す

る医師及び歯科医師である職員に限る。）」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員）」と、一般職員給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

- 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項及び第22条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、学校職員給与条例第20条の2第1項中「次条において「特定管理職員）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員）」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。
- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第4条第6項、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員）」と、警察職員給与条例第21条第2項

る医師及び歯科医師である職員に限る。）」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員）」と、一般職員給与条例第21条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

- 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項及び第22条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、学校職員給与条例第20条の2第1項中「次条において「特定管理職員）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員）」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。
- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例第4条第6項、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員）」と、警察職員給与条例第21条第2項

中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」
とあるのは「100分の165」とする。

中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の
150」とあるのは「100分の165」とする。

新 旧 対 照 表

新

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

第6条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の4、第22条及び第23条の3の規定並びに警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。第3項において「警察職員給与条例」という。）第4条（第6項を除く。）から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の3及び第22条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する一般職員給与条例第4条の2、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の規定」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員

旧

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

第6条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の4、第22条及び第23条の3の規定並びに警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。第3項において「警察職員給与条例」という。）第4条（第6項を除く。）から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の3及び第22条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する一般職員給与条例第4条の2、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第4条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の規定」と、一般職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、一般職員給与条例第21条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する警察職員

給与条例第4条第6項、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、警察職員給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

(第1号任期付研究員の裁量による勤務)

第7条 任命権者は、第1号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第1号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該第1号任期付研究員を、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号。以下この条において「一般職員勤務時間条例」という。）又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号。以下この条において「警察職員勤務時間条例」という。）の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をしないこととし、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第1号任期付研究員は、人事委員会規則の定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

給与条例第4条第6項、第19条の2第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員給与条例第4条第6項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の規定」と、警察職員給与条例第19条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、警察職員給与条例第21条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

(第1号任期付研究員の裁量による勤務)

第7条 任命権者は、第1号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第1号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該第1号任期付研究員を、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号。以下この条において「一般職員勤務時間条例」という。）又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号。以下この条において「警察職員勤務時間条例」という。）の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をしないこととし、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第1号任期付研究員は、人事委員会規則の定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

- 2 前項の場合における第1号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの5日間（当該第1号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従った週休日（一般職員勤務時間条例第4条第1項又は警察職員勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日という。）以外の日）において、人事委員会規則で定める時間帯について一般職員勤務時間条例第4条第2項又は警察職員勤務時間条例第4条第2項の規定により1日につき8時間の勤務時間（当該第1号任期付研究員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間）を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。
- 3 一般職員勤務時間条例第3条第6項、第4条第2項、第5条、第6条、第7条、第9条の3及び第11条並びに警察職員勤務時間条例第4条第2項、第5条、第6条、第7条、第9条の3及び第11条の規定は、前項の第1号任期付研究員には、適用しない。

- 2 前項の場合における第1号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの5日間（当該第1号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従った週休日（一般職員勤務時間条例第4条第1項又は警察職員勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日という。）以外の日）において、人事委員会規則で定める時間帯について一般職員勤務時間条例第4条第2項又は警察職員勤務時間条例第4条第2項の規定により1日につき8時間の勤務時間（当該第1号任期付研究員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間）を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。
- 3 一般職員勤務時間条例第3条第6項、第4条第2項、第5条、第6条及び第11条並びに警察職員勤務時間条例第4条第2項、第5条、第6条及び第11条の規定は、前項の第1号任期付研究員には、適用しない。

新 旧 対 照 表
新 旧

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抜粋）

（住居手当）

第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。同号において同じ。）を支払っている職員（管理者が定める者に該当する職員を除く。）

(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はそのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抜粋）

（住居手当）

第6条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。同号において同じ。）を支払っている職員（管理者が定める者に該当する職員を除く。）

(2) 当該職員の所有に係る住宅（管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。第4号において同じ。）のうち当該職員その他管理者が定める者によって新築され、購入され、又は管理者が定める事由により取得された住宅であって、当該新築、購入又は取得の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

(3) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員（次号において「単身赴任手当受給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はそのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(4) 単身赴任手当受給職員で、当該職員の所有に係る住宅のうち当該職員その他管理者が定める者によって新築され、購入さ

(給与の減額)

第17条 職員が勤務しないときは、管理者が時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として指定した場合、管理者が定める休日等である場合、休暇（管理者が定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから管理者が定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

2 略

れ、又は管理者が定める事由により取得された住宅であって、当該新築、購入又は取得の日から起算して5年を経過していないものに配偶者が居住しているもの（その職員が当該住宅に居住しているものとした場合に世帯主となる職員（管理者が定める職員を除く。）に限る。）又はそのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

(給与の減額)

第17条 職員が勤務しないときは、管理者が定める休日等である場合、休暇（管理者が定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから管理者が定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

2 略

新 旧 対 照 表
新 (平成22年4月1日時点)
公立学校職員の給与に関する条例 (抜粋)

(住居手当)

第14条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下この条において同じ。)を支払っている職員(県立学校に勤務する職員にあっては高知県公務員宿舍規則(昭和32年高知県規則第20号)、市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する職員にあっては当該市町村の公務員宿舍に関する条例又は規則で定められている有料宿舍(同号において「有料宿舍」という。)を貸与され、家賃を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)

- (2) 第21条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(有料宿舍その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額

新 旧 対 照 表
旧 (平成22年1月1日時点)
公立学校職員の給与に関する条例 (抜粋)

(住居手当)

第14条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下この条において同じ。)を支払っている職員(県立学校に勤務する職員にあっては高知県公務員宿舍規則(昭和32年高知県規則第20号)、市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する職員にあっては当該市町村の公務員宿舍に関する条例又は規則で定められている有料宿舍(第3号において「有料宿舍」という。)を貸与され、家賃を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)

- (2) 当該職員の所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。第4号において同じ。)のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、購入され、又は人事委員会規則で定める事由により取得された住宅であって、当該新築、購入又は取得の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

- (3) 第21条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員(次号において「単身赴任手当受給職員」という。))で、配偶者が居住するための住宅(有料宿舍その他人事

12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

(4) 単身赴任手当受給職員で、当該職員の所有に係る住宅のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、購入され、又は人事委員会規則で定める事由により取得された住宅であって、当該新築、購入又は取得の日から起算して5年を経過していないものに配偶者が居住しているもの(その職員が当該住宅に居住しているものとした場合に世帯主となる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)に限る。)又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の

2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 略

(給与の減額)

第17条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 3,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(4) 前項第4号に掲げる職員 1,700円

3 略

(給与の減額)

第17条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、

第18条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、

勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）（割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係るものにあつては、人事委員会規則で定める割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（そ

勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

の時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合（割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係るもの場合は、前項に規定する人事委員会規則で定める割合から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（期末手当）

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」とする。

（期末手当）

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあり、及び「100分の150」とあるのは、「100分の75」とする。

4～6 略

第22条の2・第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3～5 略

4～6 略

第22条の2・第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の65を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 略

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（義務教育等教員特別手当）

（義務教育等教員特別手当）

第23条の2 略

第23条の2 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、11,700円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、15,900円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3・4 略

3・4 略

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（時間外勤務代休時間）

第9条の2 任命権者は、公立学校職員の給与に関する条例第18条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日の代休日）

第11条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日

（休日の代休日）

第11条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定

後の勤務日等（第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 略

めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 略

新 旧 対 照 表
新 (平成22年4月1日時点)
警察職員の給与に関する条例 (抜粋)

(住居手当)

第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下この条において同じ。)を支払っている職員(高知県公務員宿舍規則(昭和32年高知県規則第20号)で定める有料宿舍(同号において「有料宿舍」という。)を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)

(2) 第23条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(有料宿舍その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で

新 旧 対 照 表
旧 (平成22年1月1日時点)
警察職員の給与に関する条例 (抜粋)

(住居手当)

第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下この条において同じ。)を支払っている職員(高知県公務員宿舍規則(昭和32年高知県規則第20号)で定める有料宿舍(第3号において「有料宿舍」という。)を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)

(2) 当該職員の所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。第4号において同じ。)のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、購入され、又は人事委員会規則で定める事由により取得された住宅であって、当該新築、購入又は取得の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

(3) 第23条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員(次号において「単身赴任手当受給職員」という。)で、配偶者が居住するための住宅(有料宿舍その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上

定めるもの

47 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

(4) 単身赴任手当受給職員で、当該職員の所有に係る住宅のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、購入され、又は人事委員会規則で定める事由により取得された住宅であって、当該新築、購入又は取得の日から起算して5年を経過していないものに配偶者が居住しているもの（その職員が当該住宅に居住しているものとした場合に世帯主となる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に限る。）又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 略

（給与の減額）

第14条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第

(2) 前項第2号に掲げる職員 3,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(4) 前項第4号に掲げる職員 1,700円

3 略

（給与の減額）

第14条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第

18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定め

18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第6条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定め

る割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間又は割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）（割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係るものにあつては、人事委員会規則で定める割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合（割振り変更

る割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

前の正規の勤務時間外にした勤務に係るもの場合は、前項に規定する人事委員会規則で定める割合から第3項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(期末手当)

第21条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額（警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の130を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(期末手当)

第21条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額（警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 略

第21条の2・第21条の3 略

(勤勉手当)

第22条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（特定幹部職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあり、及び「100分の150」とあるのは「100分の75」と、「100分の120」とあり、及び「100分の125」とあるのは「100分の65」とする。

4～6 略

第21条の2・第21条の3 略

(勤勉手当)

第22条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の90）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じ

3 ~ 5 略

て得た額の総額
3 ~ 5 略

新 旧 対
新
警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（時間外勤務代休時間）

第9条の3 本部長は、警察職員の給与に関する条例第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第11条第1項において同じ。）（第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日の代休日）

第11条 本部長は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第9条の3第1項の規定により時間外勤務代休時

照 表
旧
警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（休日の代休日）

第11条 本部長は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項に

間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することがで
きる。

2 略

において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休
日を除く。）を指定することができる。

2 略

新 旧 対 照 表

新 (平成21年4月1日時点)

職員の育児休業等に関する条例 (抜粋)

(育児短時間勤務職員等についての一般職員給与条例等の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての一般職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略
一般職員給与条例第15条第1項及び警察職員給与条例第15条第1項	支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。第21条第6項において「育児短時間勤務職員等」という。)が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超

旧 (平成21年1月1日時点)

職員の育児休業等に関する条例 (抜粋)

(育児短時間勤務職員等についての一般職員給与条例等の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての一般職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略
一般職員給与条例第15条第1項及び警察職員給与条例第15条第1項	支給する	支給する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。第21条第6項において「育児短時間勤務職員等」という。)が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超

		<p><u>えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする</u></p>			<p><u>えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする</u></p>
<p><u>一般職員給与条例第15条第4項、学校職員給与条例第18条第4項及び警察職員給与条例第15条第4項</u></p>	<p><u>第2項</u></p>	<p><u>職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第17条</u></p>			
<p><u>一般職員給与条例第15条第5項及び警察職員給与条例第15条第5項</u></p>	<p><u>要しない</u></p>	<p><u>要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合に</u></p>			

		<p>つては、<u>第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする</u></p>			
略	略	略	略	略	略
<p><u>学校職員給与条例第18条第1項</u></p>	<p><u>支給する</u></p>	<p><u>支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする</u></p>	<p><u>学校職員給与条例第18条第1項</u></p>	<p><u>支給する</u></p>	<p><u>支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする</u></p>

<u>学校職員給与 条例第18条第 5項</u>	<u>要しない</u>	<u>要しない。ただし、当該時間が 職員の育児休業等に関する条例 第17条の規定により読み替えら れた第1項ただし書に規定する 7時間45分に達するまでの間の 勤務に係る時間である場合に あっては、第19条に規定する勤務 1時間当たりの給与額に100分 の150（その時間が午後10時か ら翌日の午前5時までの間であ る場合は、100分の175）から 100分の100（その時間が午後10 時から翌日の午前5時までの間 である場合は、100分の125）を 減じた割合を乗じて得た額とす る</u>
----------------------------------	-------------	--

（任期付短時間勤務職員についての一般職員給与条例等の特例）

第20条 任期付短時間勤務職員についての一般職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略

（任期付短時間勤務職員についての一般職員給与条例等の特例）

第20条 任期付短時間勤務職員についての一般職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略

<u>一般職員給与 条例第15条第 2項、学校職 員給与条例第 15条の3第2 項ただし書及 び警察職員給 与条例第15条 第2項</u>	<u>再任用短時間 勤務職員</u>	<u>地方公務員の育児休業等に関す る法律（平成3年法律第110 号）第18条第1項の規定により 採用された同項に規定する短時 間勤務職員（以下「任期付短時 間勤務職員」という。）</u>
<u>一般職員給与 条例第15条第 4項、学校職 員給与条例第 18条第4項及 び警察職員給 与条例第15条 第4項</u>	<u>第2項</u>	<u>職員の育児休業等に関する条例 （平成4年高知県条例第1号） 第20条</u>
<u>一般職員給与 条例第15条第 5項及び警察 職員給与条例 第15条第5項</u>	<u>要しない</u>	<u>要しない。ただし、当該時間が 職員の育児休業等に関する条例 第20条の規定により読み替えら れた第1項ただし書に規定する 7時間45分に達するまでの間の 勤務に係る時間である場合に あつては、第18条に規定する勤務</u>

<u>一般職員給与 条例第15条第 2項、学校職 員給与条例第 15条の3第2 項ただし書及 び警察職員給 与条例第15条 第2項</u>	<u>再任用短時間 勤務職員</u>	<u>地方公務員の育児休業等に関す る法律（平成3年法律第110 号）第18条第1項の規定により 採用された同項に規定する短時 間勤務職員（以下「任期付短時 間勤務職員」という。）</u>

		<u>1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする</u>
略	略	略
<u>学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書及び第15条の4第2項ただし書</u>	<u>勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</u>	<u>算出率</u>
<u>学校職員給与条例第18条第5項</u>	<u>要しない</u>	<u>要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第20条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の</u>

略	略	略
<u>学校職員給与条例第15条の3第2項ただし書及び第15条の4第2項ただし書</u>	<u>勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</u>	<u>算出率</u>

勤務に係る時間である場合にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

平成 21 年 11 月臨時教育委員会 第 2 ・ 第 3 号議案<補足資料>

付議第 2 ・ 第 3 号議案について、教育委員会所管分に係る改正内容は以下のとおりです。

●付議第 2 号議案関連 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」

	改正内容	施行日
(1)	自宅に係る住居手当を廃止する。	平成 22 年 4 月 1 日
(2)	月 60 時間を超える時間外勤務に係る時間外手当の支給割合を上げる。	
(3)	平成 22 年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引下げる。	
(4)	義務教育等教員特別手当の支給限度額の引下げ	平成 22 年 1 月 1 日
(5)	月 60 時間を超える時間外勤務に係る時間外手当について (2) の引上げ分の時間外手当の支給に代えて代休を指定することができる制度を新設する。	平成 22 年 4 月 1 日

●付議第 3 号議案関連 「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」

	改正内容	施行日
(1)	給料月額を引下げる。	平成 21 年 12 月 1 日
(2)	平成 21 年 12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引下げる。	
(3)	平成 18 年 4 月の給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額を引下げる。(H18.3.31 の給料月額に 99.83% を乗じた額に引下げ)	
(4)	民間と公務員との給与格差を年間でみて解消するため、平成 21 年 12 月期の期末手当で減額調整を行う。	